

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、雇用保険の被保険者でなくなったことの確認処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「利害関係者」又は「会社」という。）のC等の圃場において農作業に従事していたが、会社は、平成〇年〇月〇日、契約期間満了により同年〇月〇日をもって請求人が退職した旨の雇用保険被保険者資格喪失届を安定所長に提出した。
- 2 本件は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人が雇用保険の被保険者でなくなったことの確認処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 3 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、請求人は、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 3 原処分庁
(略)

第4 争 点

安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人と会社との間には、当初、契約期間を平成〇年〇月〇日までとする労働契約が成立していた。

請求人は、同年〇月〇日、会社との間で無期労働契約に変更するとの本件合意をしたので、同年〇月〇日をもって雇用関係が終了するとした本件処分は誤りである旨主張する。そこで、請求人と会社との間に無期労働契約に変更する旨の本件合意があったか否かを検討する。

(2) この点、請求人は、会社に対し、平成〇年〇月〇日に「契約期間満了後の契約の更新を希望する」旨のメールを送信しているほか、同年〇月〇日に「前日（同月〇日）に雇用関係書類を確認するまでは同月〇日を契約期間満了日と認識していた」旨のメールを送信している。そうすると、請求人は、同月〇日までは、同月〇日をもって雇用期間が満了すると認識していたものと解される。

これについて、請求人は、同年〇月〇日には無期労働契約と認識していたが、上記各メール送信時には有期労働契約であると勘違いしていた旨主張するが、無期労働契約に変更した旨の本件合意がされたのであれば、これを失念することは考えられず、請求人の当該主張は採用することができない。

また、請求人は、電話により、会社代表者との間で平成〇年〇月〇日に労働条件通知書の記載どおりに無期労働契約に変更するとの本件合意をしたと主張するが、利害関係者は、同日に電話があったか否かについての記憶がないと申述していること、そのほか同主張を裏付ける客観的な証拠も見当たらないことから、請求人の当該主張は採用することができない。

(3) したがって、請求人と会社との間で合意された労働契約の終期は平成〇年〇月〇日であり、無期労働契約に変更したとの本件合意の事実は認められないことに照らし、雇用期間は同日をもって終了したものと判断する。なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。